

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

電県第40号

(2) 工事名

令和3年度静岡県庁本館・西館ネットワーク設備改修工事

(3) 工事内容

特記仕様書記載のとおり

(4) 工期

契約締結の翌日から令和5年3月3日まで

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格の認定業種及び許可の種類

静岡県建設工事競争入札参加資格において、「電気通信工事」について競争入札参加資格を有している者であること。また、電気通信工事業に係る建設業の許可を有している者であること。

(3) 経営事項審査の総合評定値

電気通信工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上であること。

(4) 営業所の所在地

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所が県内にあり、当該営業所が電気通信工事の静岡県建設工事の競争入札参加資格を有していること（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること）。

(5) 配置予定技術者

入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があり、監理技術者資格者証（電気通信）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者であること。また、開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること（土曜日、日曜日及び祝日を含む）。

(6) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開

始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (8) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領(平成5年8月1日施行)に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認資料を令和4年2月28日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に入札説明書の配付場所に提出しなければならない。

5 入札説明書の配付場所及び担当部局等

(1) 配付場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階
静岡県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課 技術管理班
電話番号 054-221-2408

(2) 配付期間

令和4年2月18日(金)から令和4年2月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から4時まで

(3) 配付方法

機密保持誓約書を提出した者に対して、手渡しにて直接配付する。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年3月16日(水) 午前10時00分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階 OA研修室

(3) 入札書等の提出

直接持参により提出するものとする。(郵送・電送による入札は認めない。)

(4) 入札方法

総価による。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格)をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。

(6) 入札保証金

免除

(7) 契約保証金

納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。

低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。

(9) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 詳細は入札説明書による。